

子ども・子育て会議（第34回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第34回）

議 事 次 第

日 時 平成30年1月17日（水）10:00～12:00

場 所 中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

1．開 会

2．議 事

- （1）子ども・子育て支援新制度に関する予算案（平成30年度当初・平成29年度補正）
について
- （2）子ども・子育て支援法の改正（案）について

3．閉 会

無藤会長 それでは、定刻となりましたので、第34回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 御報告申し上げます。

秋田委員、小塩委員、柏女委員、加藤委員、佐藤栄一委員、佐藤好美委員、渡邊委員、高木委員におかれては、御欠席でございます。

また、代理の出席ということで、王子委員におかれては古渡様、尾崎委員におかれては門田様、駒崎委員におかれては上野様、関委員におかれては新山様、徳倉委員におかれては小崎様、蜂谷委員におかれては高野様、東出委員におかれては清家様、安永委員におかれては伊藤様、それぞれ代理の方に御出席いただいております。

また、廣島委員が少し時間の関係でおくれているようでございます。

いずれにいたしましても、本日は会議の定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

無藤会長 ありがとうございました。

資料につきましては、議事次第に記載のとおりであります。資料1から参考資料2までお配りしてございます。漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですけれども、子ども・子育て支援新制度に関する予算案について、2番目は、子ども・子育て支援法の改正（案）について、そしてその他ですけれども、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針などがあります。それらについて一括して事務局からの御説明を受けた後に御議論をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 資料1-1は、昨年末に政府として閣議決定した子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況についてで、内閣府、厚生労働省、文科省の共通資料です。

1～3ページの資料は、昨年も同様の資料をお配りいたしましたが、扱いは同じです。ポイントとしては、1ページの上のところ、30年度消費税増収分、5%から8%への引き上げの増収分につきましては、引き続き社会保障の充実、安定化に充当されています。

消費税が10%に引上がるという前提のときに、いわゆる0.7兆円メニューを政府として取りまとめています。この10%というところがまだ実現していない中、0.7兆円メニューは引き続き確保されているということです。

3ページの下のところ、0.7兆円メニューと別に0.3兆円メニューがございました。1兆円超というところの差し引きの残りの0.3兆円メニューは、一部実施されている部分もありますが、政府において引き続きその確保に最大限努力していく方針です。

4 ページから来年度予算案の主要施策です。点線囲みの昨年末の新しい経済政策パッケージである 2 兆円パッケージということで閣議決定していますが、この 、今年度 7,928 億円から 9,031 億円と書いてございます。昨年夏の段階では事項要求ということで、年末の予算編成過程の中で検討していく方針でしたが、「子育て安心プラン」の実現に必要な財源のめどが立ち、この受け皿増に必要な運営費については財源が手当てされています。後ほど、資料 3 の法改正の資料で御説明いたしますが、この部分に新たに企業から拠出いただく拠出金が一部充当されることになっています。

5 ページです。新たな充実の内容ということで、子育て安心プランの実現の量的なものに加え、保育士等の待遇改善ということで、これも後ほど資料 1 - 3 で説明いたしますが、29年度は、人事院勧告でプラスの勧告でした。29年度と30年度につきまして、1.1%相当の処遇改善を実施する方針です。

なお、2 兆円パッケージの中で、これらに加え、さらに31年度から処遇改善を実施していく方針である旨記載されています。

次のポツの幼児教育の段階的無償化につきましても、2 兆円パッケージでは、30年度からではなく31年度以降開始していく方針ですが、来年度も段階的な無償化の一步ということで、1号認定の赤字で書いている部分です。左の真ん中あたりの360万円以下の世帯の方の段階的無償化について、29年度予算のときにもこの部分は一步進めたところですが、30年度でもさらに1万4,100円から1万100円ということにいたしたい。ここには記載されていませんけれども、第2子は現在7,050円となっていますが、これも5,050円ということで引下げをしていきたい。ちなみに第3子以降は既に無償化されていますが、来年度予算に盛り込んでいるところです。

5 ページに戻って「地域子ども・子育て支援事業」ということで、この部分も夏の段階では事項要求でしたが、必要な予算が手当てされています。特に「主な充実の内容」という括弧のところに書いています放課後児童健全育成事業、幼稚園における2歳児等の受入れ推進については充実を図っています。また、病児保育も、経営の安定化の観点から拡充しています。

昨年も同様なのですが、公定価格の単価表というものを本日、席には配付させていただいていませんが、現在最終調整中ですので、本日いただいた御意見なども踏まえながら、最終的に、お届けできるようにいたします。

6 ページです。企業主導型保育ということで28年度からスタートして、来年度で3年目に入るわけです。当初5万人でスタートして、昨年8月に前倒して2万人ふやして、今、7万人の受け皿拡大ということで整備を進めているところですが、さらに2万人の受け皿拡大を図っていこうということです。

中小企業の取り組み、中小企業による企業主導型保育事業の活用促進策ということで、中小企業が設置する場合の措置として新たに ~ のような施策を30年度から実施したい

と考えています。

8ページでは、今回の予算と非常に大きなかわりのある新しい経済政策パッケージ、いわゆる2兆円の関係のパッケージですが、12月の「子ども・子育て会議」でもお配りしたものの抜粋を記載しています。法律につきまして、8ページの下のところ、子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出すると書いてございますので、この法案の概要につきましては、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

長田総務課長 それでは、引き続きまして、厚生労働省の予算の関係について御説明を申し上げます厚生労働省子ども家庭局総務課長の長田でございます。

資料1-1につきましては、9ページ以降が厚労省予算の関係でございますが、これは子育て支援新制度に関係するもののみをピックアップさせていただいております。概算要求時点での御説明の際には、新制度以外の例えば母子保健分野の話でございますとか、ひとり親家庭対策などについても広範な御指摘をいただきましたので、恐縮でございますが、資料1-2に基づきまして、子ども家庭局全体の予算につきまして御説明を申し上げたいと思っております。

資料の表紙をおめくりいただきまして、3ページ、「1. 保育の受け皿拡大・多様な保育の充実」というタイトルがついてございます。ややわかりにくくて恐縮でございますが、保育関係の予算につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づきます保育給付については内閣府に予算計上されているところでございますが、施設整備費の関係や人材確保対策につきましては厚生労働省において予算を計上して取り組んでいるものでございまして、ここに掲げております平成30年度予算案、1,072億円の費用につきましては、基本的には施設整備費の関係、そして人材確保対策の費用ということで御理解をいただければと思っております。

1の「(1) 保育の受け皿拡大」につきましては、当初予算におきまして、約6.5万人分の受け皿を確保できる予算計上となっておりまして、点線囲いの29年度補正予算案で3万人程度、すなわち当初、補正を合わせまして9.5万人分の受け皿を確保できる予算を確保したところでございます。

次におめくりいただきまして「(4) 安心かつ安全な保育の実施への支援」ということで、保育の量拡充とともに、やはり質を確保し、とりわけ安全性を確保していくということは非常に重要な課題となっているところでございます。こうしたことから、当初予算におきまして、巡回指導や事故予防のための研修の実施支援のための予算を計上し、さらに平成29年度補正予算案の中で、睡眠中の場面で発生しやすい重大事故を防止するための備品の購入に必要な経費の補助を計上しているところでございます。

2のところにつきましては、内閣府予算でございますので、説明を省略させていただきます。

飛んで6ページ、「3. 子どもを産み育てやすい環境づくり」対策ということで、主に

母子保健領域の取り組みについてでございます。

全体としては215億円の予算を計上しているところでございますが、特に「(2)子育て世代包括支援センターの全国展開」ということでございまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供することを目的といたしました子育て世代包括支援センター、この全国展開に私どもは大変力を入れてございまして、その設置促進に必要な経費、そしてまた、この支援センターによる相談事業と一体として実施していく産前・産後サポート事業、産後ケア事業、これらについての実施も伸ばしていきたいということで、所要の予算を計上したところでございます。

続きまして、7ページ、児童虐待防止対策や社会的養育の充実の関係でございます。

児童虐待防止対策につきましては、発生予防から発生時における早期対応、さらには被虐待児への支援という一貫した支援策をこれまでも講じてきているところでございます。そういった包括的な対策の予算を組んでいるところでございますが、特に「2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応」といたしまして、児童相談所の体制強化、1つは弁護士の配置の促進ということに引き続き取り組みますとともに、中核市と特別区における児童相談所の設置促進のための支援の予算、また、8ページの(2)身近な市町村での取り組み強化が求められており、平成28年の児童福祉法改正の中でも、市区町村に子ども家庭総合支援拠点の整備の努力規定が設けられたところでございまして、この拠点の運営費等の補助について、所要の予算を計上しているところでございます。

また、社会的養育の充実の関係につきましては、家庭養育優先原則に基づきまして、里親支援事業の充実でございますとか、特別養子縁組等の民間あっせん機関への助成事業の創設などを盛り込んだところでございます。

9ページの施設につきましても、より家庭的なケアを促進するという観点から、引き続き、小規模化の推進でございますとか、積極的な里親支援を行うなどといった多機能化等の取り組みに対しても積極的な支援を図っていくこととしております。

続きまして、10ページ、ひとり親家庭対策でございますけれども、特に今回大きな改善事項といたしまして、(2)の「自立を促進するための経済的支援(児童扶養手当制度の充実等)」というところがございまして、改善点として大きく2つございます。

まず1つは、最近のひとり親家庭の所得の状況などを勘案いたしまして、全額支給となる所得制限の限度額を引き上げて、全額支給を受けられるひとり親家庭の対象をより拡大すること。それから、直接の予算事項ではございませんけれども、点線囲いにございますように、今、児童扶養手当は年3回、1回に4カ月分をまとめてお支払いする仕組みになっておりますが、よりきめ細かな家計管理を可能とするために年6回の支給、すなわち1回に2カ月分を支給するという見直しを平成31年度から行うことが、この予算編成過程で決まっております。

11ページ、でございますけれども、未婚のひとり親家庭については税制上の寡婦(夫)

控除が適用されないことから、例えば保育料を算定する際の所得基準が、寡婦（夫）控除適用されているひとり親家庭に比べて不利な状況になっている。こういった状況を改善するような取り組みも決定しているところでございます。

以上、雑駁でございますが、ポイントを御説明させていただきました。

先崎幼児教育課長 それでは、文部科学省から予算の御説明をさせていただきます。

子ども・子育て関係、主要ポイントは3点ございます。

1つ目、14ページでございますけれども、幼児教育の無償化でございます。先ほど内閣府から御説明がございましたように、270～360万円未満の世帯において第1子、国の基準の積算によると現在月額1万4,000円でございますけれども、これを1万円に、第2子につきましては、現在約7,000円あるところを5,000円に保護者負担の軽減を図るというものでございます。この部分、実は私学助成幼稚園等、新制度の1号の部分は、保育所や認定こども園の部分において保護者負担の公費の入りはまだ不十分、追いついていない部分がございます。その部分について負担の減少をさせていただいたというところ、これが第1点でございます。

第2点でございますけれども、15ページの「幼児教育の環境整備の充実」というのがございますが、この上のほう「認定こども園等への財政支援」という部分でございます。この部分は、要は認定こども園に移行する場合、あるいは認定こども園になった後の施設拡充に対する予算でございます。幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合、1号部分の改築・改修については文部科学省から、2号・3号部分については厚労省等が面倒を見ることになっておりますけれども、実は今年度、2017年度につきましては、文部科学省はこの施設整備の関係の予算を十分にとれなかったということから、各自治体から大変御批判や御不満をいただいたところでございます。厚労省は予算を100%確保したのですが、文部科学省はこれについて初の圧縮という状態が生じてしまいました。その関係で、平成29年度の補正ないし2018年度の予算につきましては、33億円プラス補正の165億円、さらに安心こども基金の延長を加えまして約250億円体制で、今年度は165億円だったのですが、250億円体制で認定こども園の整備に対する後支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

今後、認定こども園への移行、特に幼稚園からの認定こども園への移行がふえてきているということでございますので、それにも対応できるようにしっかりとした体制で臨みたいと考えております。これが2点目でございます。

3点目は、15ページの一番下に書かれております幼稚園における2歳児等の受け入れ推進という部分でございます。これは先ほども御紹介がございましたけれども、幼稚園接続保育ということで、現在3～5歳に対して行われている一時預かり（幼稚園型）を2歳児にも対応できるような仕組みにしていくというものでございます。対象となりますのは、保育の受け皿でございますので、3号限定、待機児童が発生している地域において行うと

いうことを考えております。

その下にございますけれども、30年度の公定価格における事務職員の配置促進でございます。現在、幼稚園から保育所への認定こども園新制度への移行は、今年度が約36%、来年度が約45%の見込みということで、ふえてきているわけではございますけれども、まだその一部に事務体制が不安であるとか、新制度についての無理解が障壁になって移行が進まないということもございます。ですので、そこをもう一押しするような意味合いから、事務職員の配置を行う場合については、それを加算の対象とする仕組みを設けさせていただくということでございます。

これに関連いたしまして、14ページの一番下の部分でございます。幼稚園において、幼稚園接続保育、つまり2歳児の預かり、3号限定で待機児対策、待機児童が発生している地域を対象とした事業を行っていくわけでございますけれども、その際に2歳児の預かりの質も考えていきたいということで、2歳児の円滑な受け入れのための調査研究ということを考えております。こういった調査研究を通じることによって、2歳児の預かりに対する環境を醸成し、ひいては新制度への移行の呼び水へとつなげていきたい。財政的な支援と今申し上げた教育的な質の保証に対する支援の両面から、新制度への移行について、私どもとしても支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

西川参事官 続きまして、資料1 - 4をごらんいただきたいと思います。昨年11月、12月と公定価格につきまして議論をいただきました。公定価格に関する議論の整理ということで取りまとめられたものを御報告申し上げます。基本的には31年度予算以降に向けて、さらに検討していく方針ということにしています。

なお、例えばこの資料の3ページをごらんいただきまして、上から5つ目のポツ「人事院勧告はしっかり反映していくべき」といった御意見もいただいておりますが、この人事院勧告の反映につきましては、資料1 - 3という横の資料をごらんいただきまして、これは今回、先ほど申しましたとおりプラスの改定ということでございましたので、29年度及び30年度、29年度は補正、30年度は当初予算で対応したいということです。昨年のこの時期も似たような対応をさせていただきましたが、この資料のとおり1.1%、月額3,000円程度の改定ということです。

実施時期は、国家公務員の給与と同じように、29年4月1日に遡及適用するということです。まずは補正のほうで対応いたしたい。現在まだ国会のほうに提出することになっています補正予算が成立いたせば、この補正予算に基づきまして対応いたしますが、30年度からの公定価格の設定に当たっても、この改定による引き上げ効果はそのまま引き継がれるということです。

なお、先ほども申し上げましたとおり、2兆円パッケージにおいて、今、申し上げました1.1%の処遇改善に加えまして、31年度からさらに3,000円相当の引き上げをしていきます。

い、そのような政府の方針です。

資料2ですが、税制措置ということで、企業主導型保育施設を設置する場合、企業が設置する場合の主に法人税の関りの税制優遇措置、施設整備のための経費が発生した場合の税制優遇措置が30年度から導入されます。

1枚めくっていただきまして、2兆円パッケージということで、昨年12月に閣議決定させていただきましたものの抜粋です。赤字のアンダーラインで書いているとおり、消費税の用途の変更という1.7兆円に加えまして、子ども・子育て拠出金0.3兆円の増額ということです。法律に定められた全国の事業の皆様方からの拠出金率の上限を、現行の0.25%から0.45%に変更する。これが0.3兆円に相当するものです。

これを新たに、赤字で書いている企業主導型保育事業と保育の運営費という0～2歳相当部分のランニング経費のほうにも充てていくということです。そのための法律改正案を通常国会に提出するというので、昨年12月に閣議決定されてございます。

参考までに、現行の拠出金事業ということで、2つ目の にありますとおり、現在、事業主から4,000億円程度を拠出いただいております。児童手当、地域子ども・子育て支援事業、企業主導型保育事業という3つのポツに充当されてございますが、今般、法律改正が成立すれば、4つ目のポツとして保育の運営費のほうにも加わるということです。

御参考まで、拠出金は、現在、厚生年金の保険料等を事業主から徴収する場合に、それに上乗せするような形で徴収させていただいております。こういった厚生年金保険料あるいは健康保険料というものは労使折半、労働者と使用者が折半して負担するケースが多いのですが、この子ども・子育て支援拠出金は、労働者の負担はなく、使用者側のみの負担となっています。

のとおり、最終的には0.3兆円という方向で考えていますが、30年度、来年度は1,000億円程度となっています。

「3. 待機児童解消等の取組の支援」というところは、2兆円パッケージの話とは別の話ですが、市区町村の待機児童解消等の取り組みと。法令上は、国・県・市町村それぞれが役割を果たしていますが、第一義的な責任が市区町村だということになってはいますが、都道府県が市町村と一緒に協議会を組織して、一步前に入るような形で取り組みを進めていこうと。そして、国も同様の事業等を推進していくような重層的な取組みをしていくものです。30年4月1日の施行を目指し、現在、準備作業を進めています。

そのほか、参考資料ということで、地方分権の関りの閣議決定した資料、それから委員提出資料を机上に配付させていただいております。

なお、大川委員から本日、資料が追加提出されてございますので、それにつきましても机上にお配りいたしているところです。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、幾つかの資料について御説明いただきましたので、皆様から御意見、御質問

を頂戴したいと思います。また、いつものことでございますけれども、時間の関係上、お一人2分程度ということで御発言に御注意いただきしたいと思います。

それでは、太田委員からでよろしいでしょうか。

太田委員 一般社団法人営業部女子課の会の太田でございます。

私は、事前に意見書を提出させていただきましたので、そちらをもとに述べさせていただきます。

本日、保護者の立場から御提言さしあげますが、利用者支援事業の質的確保についてでございます。待機児童解消に向けて保育コンシェルジュの設置など、保護者の相談体制の充実化をしていただいております。一方で、保育を取り巻く状況は刻々と変化しており、提供サービスのばらつきの解消ならびに一定の質の維持をする必要があると考えています。既に利用者支援事業として予算の確保並びに質の対策を進めていただいております。その取り組みをさらに加速、ばらつきのなきよう、本日は御提言さしあげます。

2点ございます。1つ目が、支援者側の情報共有の促進です。保護者側は、例えば「隣町はこうだが、この地区はどうなのか」等他の市区町村の例を挙げて相談したり、インターネットや口コミで入手した情報をもとに相談するケースも多くあります。そのような場合、支援者側が自担当の市区町村や個人的な担当範囲に限定した情報提案にとどまると、マッチングはそれ以上進まないことも危惧されます。

その対策として、子育て支援員研修等の設置ならびに都道府県単位でも柔軟に動いていただくかと思いますが、さらにその動きを確実なものにしていただき、網羅した情報を保護者ともタイムリーに共有できる場を強化していただきますよう、お願い申し上げます。

2点目です。提供する知識・情報のタイムリーなアップデートの促進のお願いです。研修等で熱心に知識・情報の更新に励んでいらっしゃる支援者も多くいらっしゃいます。一方で、保育を取り巻く状況は変化を続けるため、インターネットやパンフレットには掲載されていない生の情報や、保護者のニーズに合わせた情報をもっと提供してほしいという保護者の声も多く聞きます。保護者の質問やニーズは相談当初から明確でないケースも多くあります。また、保護者側の働き方や考えも多様化しているため、例えば土日勤務の保護者も多くいれば、もしくは認可保育以外は知識がない保護者ともいるでしょう。本来の寄り添い型、かつ保育所がしっかり決まるコンシェルジュ機能が発揮されるためにも、最新の情報共有の促進をさらに徹底いただけるよう御検討をお願いしたく申し上げます。

既に対策はとられていらっしゃると思ひまして、それには大変感謝しております。その取組が確実に遂行され、質的なばらつきが解消されますよう、さらなる促進、徹底をお願い申し上げます。

以上となります。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員、どうぞ。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山でございます。

今、太田委員からもございました、1つは利用者支援事業の件です。今、委員のほうからお話があったのは、利用者支援事業の特に保育コンシェルジュ等の特定型のお話だと思います。きょう、資料でも御説明がありました子育て世代包括支援センター、産前からの切れ目ない支援の充実のために母子保健型の利用者支援の専門員がいらっしゃり、また、私どものような地域子育て支援拠点には基本型と言われるトータルに御相談を受けることを担当する利用者支援の専門員がおりまして、3種類ございます。このように妊娠期から学齢期まで含めて切れ目ない支援のために利用者支援事業の専門員が市町村に複数いるわけですから、しっかりと手を結んでいかななくてはいけないと思っております。

また、今、研修の話が出てまいりました。利用者支援事業に関しましても、各都道府県・政令市等で研修されていると思うのですが、まだ全ての都道府県で実施されていないのではないかと思います。もうそろそろ子育て支援員研修の検証のようなものをしていただいてもいい時期ではないかと思っております。

2つ目です。きょう、予算等の資料の中で地域子ども・子育て支援の予算拡充の話もありました。その中で少し力を入れていただきたいと考えておりますのが、ファミリーサポートセンター事業と一時預かり事業です。やはりこれだけ就労する保護者の方がふえ、放課後児童クラブの利用者もふえる中では、その送迎等、放課後の居場所も含めて、そういった働く保護者の方の送迎ニーズもかなりございます。それから、短時間勤務の方や育児疲れの方、予防的な観点から一時預かり事業を使う方が大変多くなっております。ぜひこういった2つの事業についても、より充実していくような方向で御検討いただければと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤秀樹委員、お願いします。

佐藤（秀）委員 全国保育協議会の佐藤です。

まず1点、説明はいただかなかったのですが、参考資料1「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」について質問をさせていただきます。

この資料の6ページ(18)の()に幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入のことが書いてありますが、このことに関して構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会、これについては次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずると書いています。そして、7ページにわたってですが、幼保連携型認定こども園以外の類型の認定こども園における3歳未満児の食事の外部搬入についてもあわせて検討し、必要な措置を講ずると書いてあります。11ページの最後の行、()については、公立保育所に

おける食事の外部搬入に関する平成29年度の構造改革特別区域推進本部、省きますが、必要な措置を講ずるとされています。この必要な措置を講ずるとというのが、例えば今回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずるというのと整合性がとれていないと思うのです。

これについて、まず確認ですけれども、これは保育所の結論が出たところで認定こども園の結論も同じとするという考え方でいいのかどうか、ここをまず1点質問させていただきます。

また、これらについては、平成29年、昨年8月9日に開催された第39回評価・調査委員会において一旦結論が出たものと思っております。具体的には、保育事業を取り巻く環境の変化等の課題については、特例措置の全国展開の可能性についても引き続き検討を行うとされていたと思うのですが、その後、議論はされているのか、進んでいるのかどうか。

本会と全国保育士会は、これまでも給食の外部搬入については反対の立場をとってまいりました。発達個人差が大きい3歳未満児、体調不良児、対応によっては命にかかわる食物アレルギー児と、食事の提供については園内の多職種の連携のもとに臨機応変かつ適切な運用が必須と考えています。ですから、今後、保育の質を議論しようとしているこの会議の場においてもこの課題は無視できないと思いますので、8月9日以降にこの推進本部の動きがあるのでありましたら、教えていただきたいということが1点です。

それから、今度は資料1-1、5ページ一番下、説明をいただきましたが、幼稚園における2歳児等の受け入れ推進。これについては、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に預かる。いわゆる3号認定子供ですね。この表現については、認定こども園でいくと2歳児と満3歳児、2歳児でありながら誕生日を迎えた2歳児との課題というのはずとあったのですが、これが今度は幼稚園においても生じるのではないかとということが1つ懸念していることです。

それと、先ほど文科省のほうで説明いただきました14ページのところなのですが、さらにそれに続けて幼児教育の充実の調査研究として、今度は2歳児の円滑な受け入れ方法について調査研究を行い、2歳児から3歳児の切れ目。先ほどは保育を必要とする、いわゆる3号認定子供でした。14ページの2歳児というのは、認定のない2歳児ということなのかどうか。つまり保育所等でいくと、認定はされていない3歳未満児ですね。1号認定でもない、3号認定でもない子は、一般型の一時的預かり事業しか対応の方法がありません。そのことをあらわしているのかどうかをお知らせいただければと思います。

以上です。

無藤会長 質問は後ほどということをお願いいたします。

それでは、塚本委員、お願いします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

きょう御説明をいただきました平成30年度の予算につきましては、新制度の実施あるいは待機児童の解消に向けまして予算を確保していただきましたことに、まずは感謝を申し

上げたいと思います。

その上で、資料1-1「平成30年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況について」の10ページに記載をしていただきました保育人材確保のための総合的な対策について、意見を申し上げたいと思います。

私、これは繰り返し発言をさせていただいていることですが、今、現場では人材確保が本当に深刻な問題になってございます。国のほうでは、ここに記載をしていただきました保育士確保対策で6つ、保育士資格取得と継続雇用の支援で6つ、保育士の質の向上と人材確保のための研修で3つ、合計15もの事業を予算化していただいているわけですが、地方自治体でこの執行率が低いということは御承知のとおりだと思います。特に保育対策総合支援事業費補助金の執行率は、平成27年度で約38%、28年度ですと17%と大幅に低下している状況がでございます。保育の受け皿整備には保育人材確保が不可欠であるということは申し上げるまでもありません。今回の子育て安心プランで示された32万人分の保育の受け皿整備には、少なくとも7万人以上の新たな保育人材が必要になってくるということですが、これを本当にどのような形で確保していくかということについては、本腰を入れて対策を講じないといけないと思っています。

全私保連では、各地方組織から当該自治体に対しまして人材確保対策の推進の要望をしておりますけれども、依然としてその状況が難しいというのが現状でございます。今後、国の施策が保育現場で人材確保に生かすことができるように、地方自治体に働きかけをぜひともお願いしたいと思います。

また、現在、保育士等のキャリアアップ研修の構築に取り組んでおりますけれども、都道府県によってその進捗状況は実にさまざまです。もう既に開始している都道府県もあれば、全く具体化されていない都道府県もあるということです。この研修が来年度、平成30年度から処遇改善等加算の要件とされると伺っておりますので、国におきまして早急にごこうした地方の実態を把握していただきまして、対策を講じていただきたいと思っています。

最後に、資料1-4、先ほど御説明いただきました公定価格設定の適正化についてですが、何度も申し上げておりますけれども、ぜひ現場の実態をより詳細に把握していただきまして、園の経営の安定性が阻害されないような適正化になるように重ねてお願いをいたしたいと思っています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

2点ほど述べさせていただきます。

平成30年度予算案について。幼稚園や保育所で働く教職員の処遇改善は、ある程度進んでいると思いますけれども、まだ十分とは言えません。特に東京など大都市では、新しい

保育所、認定こども園、小規模保育事業所などの急激な増加により、幼稚園教諭、保育士、調理師などの教職員の確保はとて難しくなっています。新卒の教職員の給与ベースが上がっていることに加え、既卒者の採用コストも高騰していると聞いています。保育所を幾ら新設しても、教職員の確保ができなければ待機児童の解消にはつながりません。そのためには、教職員の採用につながるだけの処遇改善を一層進めていきたいとお願いいたします。

2点目は、幼稚園の預かり保育、給食の取り扱いについて。私立幼稚園の保護者の中には、フルタイム、パートタイム、自営など、いろいろな形で働いている保護者がたくさんいます。保護者、特に母親が働いていると一般的には保育所などを選択するケースが多いと考えますが、働いていても幼稚園を選択する保護者、母親が、私立幼稚園の園児数の約40%、50万人程度います。3～5歳にかけての子供の育ちの大事な時期に、質の高い幼児教育を受けさせたいという親たちの思いがあるからです。幼稚園の預かり保育が働く保護者を支えてくれており、保護者は幼稚園の預かり保育に大変感謝しています。

しかし、同じように働いていても、保育所を選択すると無償になり、幼稚園を選択すると預かり部分が有償になるということは保護者から見ると不公平です。働いている人は皆保育所に行きなさいと国が言っていることにならないでしょうか。幼児教育・保育の中で保護者の選択の自由を奪うこととなります。働いていても幼稚園を選択できる自由な制度を守ってください。

給食費も同様に、保育所の給食費が無償になるなら、幼稚園の給食費も無償としていただくべきと考えます。

以上、2点、お願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坪井委員、お願いいたします。

坪井委員 全日本私立幼稚園連合会の坪井でございます。

3点ほどお願いをいたします。

まず、子ども・子育て支援新制度の人材確保の上では、処遇改善が一定程度行われておりますが、まだまだ十分ではないと思っております。平成30年度の予算におきましても、人事院勧告等で若干上がると思えますけれども、まだまだ必要であると、さらなる処遇改善を求めたいと思っております。

もう一点は、研修への積極的な参加による教職員の資質向上が必要だということは、保育所等だけではなく、幼稚園、認定こども園の1号についても当然必要であると思っております。現在、公定価格の加算におきましては、保育所等につきましては研修代替職員の確保のための加算が若干でございますが、幼稚園、認定こども園の1号についてはついていないと思っております。こうした研修費の加算も当然必要だと思っております。

第2点、幼児教育の無償化についてです。これは前回の会議でも発言させていただきましたが、保育所は無償であるけれども幼稚園の預かり保育は有料であるということになると、今まで幼稚園、3～5歳の中では待機児童はほとんどいなかったものが、その有償、無償というアンバランスなことによって、3～5歳でかなり大きな待機児童が発生することになります。これは保護者の混乱だけでなく、市町村窓口、また市町村財政においても大きな混乱を招くと思います。

給食費につきましても、保育所の給食費は無料になり、幼稚園の給食費が有料で残ることになりますと、これも大きな問題に、アンバランスを引き起こすと思っておりますので、預かり保育と給食費につきまして、保護者の立場、また保育所等と幼稚園等とのバランスを見て御議論いただきたいと思っております。

最後に3点目です。在宅での子育てをされている親子への支援が少ないというのが、子ども・子育て支援新制度の当初からの大きな問題であると思っておりました。これが余り改善されておられません。これが今後大きな課題になってくる。やはり在宅で子育てされている親子への支援をもう少しきちんと位置づけていただきたい。5年後の見直しのところでも結構ですので、ぜひ入れていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

では、中川委員、お願いします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。放課後児童クラブ及び児童館の施設運営に携わっております。また、社会保障審議会の放課後児童対策に関する専門委員会及び遊びのプログラム等に関する専門委員会の委員も務めさせていただいております。

まず、放課後児童クラブについては、年末の12月27日に厚生労働省から、平成29年5月1日現在の実施状況が公表されたところであります。それによりますと、登録児童数及びクラブ数ともに増加傾向にあります。登録児童数は対前年比で言いますと7万8,077人の増ということで、トータルで言いますと117万1,162人となっておりますということでございます。また、クラブ数も対前年で954カ所ふえております。トータル2万4,753カ所となっております。まさに放課後児童クラブの需要が増大していることが明らかではないかと考えております。ただ、待機児童につきましても、前年同様、依然としてほぼ同様の1万7,170人を数えております。こうした数字は、先ほど申し上げましたとおり放課後児童クラブの需要の増大をあらわしております。一層の質・量ともの充実が求められている、と考えています。

そんな中、昨年11月に、先ほど申し上げました社会保障審議会児童部会のもとに放課後児童対策に関する専門委員会が設置されたことは御承知のことと存じます。この委員会では、放課後児童クラブはもちろんなのですが、放課後子ども教室や児童館等におけ

る全般的な放課後対策のあり方や、あるいは多様化する放課後のニーズへの対応について検討するため、現在まで3回開催されております。

一方、児童館でございますけれども、児童館は他の施設にはない地域の全ての子供、赤ちゃんから中高生世代までを対象とする特性を有しております。この児童館につきましては、一昨年から引き続いて、これも社会保障審議会児童部会に設置されております遊びのプログラム等に関する専門委員会において議論が進められております。とりわけ今後の地域における児童館のあり方について、平成23年に策定されました児童館ガイドラインの改訂に向けまして、現在、ワーキンググループも立ち上げられ、先般、1月12日の委員会では、今後の児童館のあり方について新しい改訂版ガイドラインの骨子案が示されたところでございます。内容につきましては、2016年に改正されました児童福祉法との整合性や、あるいは子どもの権利条約をしっかりと反映していこうということ。それから、現在大変問題になっております子供の貧困対策、学習支援、中高生世代の取り組み、地域との連携強化、災害時における児童館の役割などについて議論を進めているところでございます。

以上、放課後児童対策及び児童館の拡充を目指す取り組みの現状について報告をさせていただきました。委員各位におかれましては、今後ともこの2つの委員会に御注目をいただきますようお願い申し上げます、私の発言を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

では、山内委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会の山内です。よろしく願いいたします。

前回からも発言をさせていただいておりますが、処遇改善加算について、30年度はどのような予算措置がなされているのかを確認させていただきたいと思っております。今年度から、技能、経験を有した追加的な処遇改善については、今年度は研修要件を課さないということで既に執行していただいております。現場としては意欲的に研修会に向けての取り組みを進めていこうと思っておりますが、受講状況においては、どのような形で来年度について決定をされているのか、予算措置については特に不安に思っているところであります。仮にまだ研修要件等について確実でないならば、それからまた、どのような形で示されるとかいうところをはっきりと示していただけると、現場の研修のあり方についても進んでいくのではないかと考えております。

現場としては、何とか職員を研修に出すべく努力しているところでありますが、やはり大きく保育士が不足している面があります。それから、僻地や開催される研修場所においても参加しにくいような状況にも陥っております。また、都道府県によっても非常に温度差があると現在でも聞いておりますので、そういったことも踏まえて、30年度だけではなく、この先も含めた要件設定を明らかにしていただきたいと思います。30年度以降も確実な予算措置などの配慮をぜひともお願いしたいと思っております。

不安を持ちながらの研修の構築ではなしに、ぜひ今後も継続的な制度として確立をしていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、今村委員、お願いいたします。

今村委員 日本医師会です。

資料1 - 2、6ページ、(1)不妊治療への助成ですけれども、ここにおいては現在、所得制限がかけられておりますが、この撤廃をお願いしたいと思っております。通常、普通の、あるいは中産階級以上の御夫婦に子供を持っていただくということが国のあるべき姿ではなかるうかと思っております。この辺でぜひ救貧対策からの脱皮をお願いしたいと思えますし、このことが少子対策に係る国の姿勢を示すことにもなるうかと思えます。

7ページ、(1)産後鬱あるいは特定妊婦等への支援ですけれども、このためにはきめ細かなメンタル面のサポートが必要だと思っております。妊婦健診料あるいは産後健診料の健診費用の引き上げをお願いしたいと思えます。

8ページ、(1)特別養子縁組制度の広報啓発ですけれども、特別養子縁組制度については日本医師会としても積極的に取り組んでいるところでございます。国との協働による普及啓発を図っていければと思っておりますので、御検討いただければと思えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、大川委員、お願いいたします。

大川委員 全国病児保育協議会の大川と申します。

きょうは資料を提出しましたので、その資料に沿ってお話ししますが、きょう急遽配付しましたグラフがありますので、お手元にある方はこれを御参照されてください。

保育士の待遇改善について、毎年改善されて非常に感謝しております。しかしながら、病児保育に勤める保育士に対する改善がなされていないということを毎回お話ししているわけですが、病児保育施設に勤務する保育士の調査の必要性については、西川参事官、または異課長のほうでは既に御理解いただけていることと存じます。

きょうは、この表は全国病児保育協議会が持っているデータから同じような形式で、非常に難しく全く同じ形式ではないのですけれども、似たようにして出しました。話の都合上、今回は常勤の保育士の月額給与だけについてお話ししますけれども、クリニック併設型が22万5,000円、保育所勤務が22万9,000円、単独型が20万円、乳児院型は少し数が少ないのでちょっと当てになりません。このように内閣府が行った検査に比べて全体で既に3万円の差がついております。しかも、昨年4月から経験年数に応じた保育士の加算がされておりますけれども、そういったことを踏まえると、そして来年度からの待遇改善を考えますと、このままだと病児保育の保育士に関して10万円以上の差がつく可能性があります。

厚労省の非常な御理解のもとに来年度の病児保育に関する補助金は増加されるようなお

話を伺っておりますけれども、その増加分が、せっかく増加していただいても、恐らく保育士に対する待遇改善につなげると、依然として半数以上の赤字体制が継続するのではないかと考えております。

そのために一つの改善策として、病児保育事業は現在、地域子ども・子育て支援法定13事業の一つでありますから、これを保育所の保育士の待遇と同じように扱って、保育士の待遇が上がれば、それにリンクして病児保育に勤めている保育士の待遇も上がるようなシステムに是非していただきたいと考えております。

第2点は、病児保育をする保育士は、保育学を学んだ上に保育看護といえますか、病気のことを学ばなければいけません。そういった専門職でもありますので、ぜひ今後、病児保育手当の新設を望んでおります。

3番目は、現在、幼児教育の無償化がされておりますけれども、保育所や幼稚園と同じように、病気であっても子供の権利として育つ権利、守られる権利の中で教育するための一つの場所でございます。したがって、幼児教育の無償化という対象から、病児保育事業もぜひ加えて検討されていただきたいと思うわけでございます。

追加しますけれども、現在、包括支援センターの充実が先ほども言われておりまして、その対象となる職種に、真ん中の括弧に看護師、助産師、保健師の記載がありますが、その中に保育士の名前がございません。ぜひ保育士のプライドを持たせて、やる気、意欲を増すためには、そういったところに保育士も子育てに非常に貢献できるのだということで加えていただきたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、尾木委員、お願いいたします。

尾木委員 全国保育サービス協会の尾木です。

予算案の中から2点、お話しさせていただきたいと思っております。

まず、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業についてですけれども、ベビーシッター利用に際しての割引券制度というのは従前からあったのですが、今回、新制度以降、企業の負担金がふえるなどしたことから、契約する企業の数が減りました。それで一旦、利用実績が落ちたわけなのですが、今年度、利用率もまた上がってきていますので、今後とも企業のメリットであるとか労働者の利用しやすさ、それから運用の効率性といったものを考慮して、確保していただいている予算の中で利用率を拡大していく検討をしていくことが必要だと考えています。

もう一点、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の中に、産前・産後サポートの実施を支援するということが盛り込まれております。私どもの団体には、家庭を訪問して保育を行う訪問型保育の事業者が所属しているわけですが、そのうち8割以上が産前・産後支援を行っています。また、近年では、こういった事業者が市町村が実施する事業と

連携してその役割を担うということもふえておりますが、産前・産後支援は6割強の事業者が実際に自治体と連携して行っております。

訪問型保育というと、保護者が留守の間、子供の保育をするイメージが強いかと思いますが、親子がいる状態で新生児ケアやきょうだい児のケア、それから母親の身近な相談であるとか話し相手になるということ、あるいは家事支援などを通じて母親が体力を回復し、安心して子育てのスタートを切れるということなどから、育児不安の軽減や産後鬱の予防というところに効果があります。

市町村による産前・産後サポート事業の実施を保護者が利用しやすいものとするということが大切だと思うのですが、市町村による事業というのは以前はもうちょっと、利用する期間や対象児童の年齢が、だんだん短く、回数も少なくなっていると思います。そういったことは予算との絡みだと思うのですが、やはり必要な家庭には必要なだけ支援が提供される体制というものを希望したいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、葛西委員、お願いいたします。

葛西委員 日本助産師会です。

本日は、資料1 - 2の6ページ、7ページに書いてございますことと、後ろから3ページ目の全体像について発言させていただきます。

資料1 - 2の6ページに子育て世代包括支援センターの全国展開、産婦健康診査事業、7ページには児童虐待の発生予防のための切れ目のない支援ということが書いてございます。その全体像が後ろから3ページ目の横のカラーの「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」ということにはあらわされていると思います。妊娠・出産包括支援事業として、子育て世代包括支援センターの全国展開が利用者支援事業を活用して行われると御説明がございました。この子育て世代包括支援センターというものが本当に鍵になると思うのです。平成32年か35年くらいまでに全国展開を目指すということだったのですが、実際にこの実態というものはこういった役割を果たすのかお示しいただいて、本当にこの包括支援センターが全体をつなぐ役割を果たせるような支援をしていただきたいと思います。

また、産婦健康診査事業は、産後鬱の予防等から、産後2週間、産後1カ月などの健診に対する助成ということなのですが、これは産後ケア事業を行っていることが条件になるわけです。今まで、お産をしますと1カ月健診まで大体家の中から外出せずに、母子はちょっと孤立した状態で育児を行っていたということがあります。調査によりますと、初産婦の約4人に1人の方に鬱のリスクがあるとしております。2週間健診、1カ月健診では鬱のスクリーニングもするというところがございますけれども、実際に2週間健診、1カ月健診で医師による診断ということよりも、どちらかという授乳状況の把握ですとか母親に寄り添うような支援ということでは、助産師等の専門職が非常に適しております。2週

間、1カ月健診で時間をとって母親に接するということが大事かと思っております。

また、この図の下のほうですけれども、産後ケア事業ということでは、宿泊型、これは母子を宿泊しながら預かって子育てができるようにということを支援するわけですが、デイケア、日帰り型、母子が一旦その事業所に来ましてケアを受ける。それから居宅、生活状況を把握しながら産後ケアを支援するというアウトリーチ、訪問ということの3つがありますけれども、実際は宿泊型の産後ケア事業を行っている助産所等もございまして、なかなか経営面では厳しいということがございます。

利用者支援ということで、かなり市町村から支援はございますけれども、実際に利用者の数によってはなかなか運営が厳しいということがございますので、継続、拡充のための安定的な運営のために、きちんとした支援をしていただければと思います。

ですけれども、アウトリーチということは居宅訪問ですので、より広く利用できると思うのです。先ほど尾木委員からもございましたけれども、尾木委員のほうは児のほうからの視点、我々助産師は母親のほうからの視点ということがあると思います。それがうまくかみ合うと、より多くの方が産後ケアを受けられるかと思っております。

この全体的な妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援というものが、実際にお子さんをもう一人産もうかなということにもつながると思うのです。私自身としては、やはりアウトリーチ型の産後ケアを充実していただいて、より多くの母親の支援が必要だと考えております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

意見書を提出させていただきました。5ページ目になります。前回と同様ではありますが、処遇改善加算 につきましては、今は一つの施設の中で対応しておりますけれども、こちらは法人等で柔軟に対応できるようにしていただきたいという点であります。

また、保育の質に関しては、見える化について、今後も議論をさせていただきたいと思っております。

企業主導型保育事業ですが、タイミングよく、11月分の承認がされましたというのが昨日メールで届きました。ただ、11月分でありまして、現在1月ですから1カ月おくられているという状況になっています。その中で、処遇改善 ・ が企業主導型も出るというところではありますが、これは実際どこに出して、誰が判断し、どのようになっていくのか、これが年度内にきちんと対応できるのかというのが心配しているところですので、現状をお知らせいただければありがたいと思っております。

また、さまざまな委員から幼児教育の無償化について議論がされておりました。延長保

育の部分がただになるのかどうなのだということがありましたが、現状はこの幼児教育の議論がどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、施設等で多子軽減があつたりなかつたりというのが現状ですので、今後、無償化になっていった場合には全ての施設というふうになるのか、その辺もお聞かせいただければと思っております。

また、幼児教育課長より何度も、2歳児につきましては、待機児童がいる、あとは3号限定ですということをお聞かせいただきましたので、理解をすることができました。できるだけ早く実施状況とか補助金の金額なども含めてそれぞれ通知をしていただいて、実施者が素早く取り組めるような対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

家庭的保育に関係して3点申し上げます。

参考資料1「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」の対応として最後に2つ挙げられています。「対応方針 p.12-3」の代替保育については、連携保育園は家庭的保育事業にとって、保育の質に直結する、なくてはならないものと認識しています。連携内容の一つである代替保育は、子供、保護者、また家庭的保育者にとって安心を保障するものであり、特に家庭的保育者にとっては、代替保育の準備がなければ病気にもなれません。小規模保育A型、B型、事業所内保育事業もその対象に含まれたことで、代替保育が確保しやすくなることはありがたいことです。

13ページの食事の提供体制については、経過措置を5年間延長することは、自宅で保育を行っていて、調理場の構造などの理由から給食導入が難しく、廃業まで考えている家庭的保育者にとって、引き続き保育が可能となり、その点はよかったと思っております。この3年間に自園調理を導入して、栄養士さんによる必要な栄養に満たされた食事が提供でき、食育の面でも、家庭的保育は保育室のそばで調理しているので、食材をみんなで覚えたり、知らなかった献立に触れることによって子供たちの様子をお母さんに伝えられ、お母さんにはそのレシピを渡しながら、家庭と一緒に子供の食を考えていくことができました。

昨年、私たちの団体が行ったアンケートでは、給食提供と弁当持参の併用も含めると、給食提供は8割以上の自治体で取り組んでいたもので、自園調理が可能になった取り組み方や好事例などを収集し、まだ始めていない地域へ、その情報を提供していただきたいと思います。経過措置の間に外部搬入についても検討が進めばよいと思っております。

これらはいずれも自治体の協力があるかないかにより、違いが生じているように思われます。毎回話していることですが、自治体が家庭的保育をよく理解し、実情を把握して、協力いただきたいと思います、強くお願いします。

3点目ですが、以上のことに関係して、平成30年度予算案にある家庭的保育事業における共同事業体、コンソーシアムによる事業実施体制づくりをモデル的に支援されることについてですが、家庭的保育が運営しやすくなり、広がることにつながっていくのではないかと大いに期待しています。私たち家庭的保育者も子ども・子育て家庭への支援を積極的に行っていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

では、武藤委員、お願いいたします。

武藤委員 全国児童養護施設協議会の武藤です。

2点申し上げたいと思います。

1点は、先ほども話がありましたけれども、公定価格に関する論点の整理ということの中で出されております処遇改善の課題であります。現在、ちょうど支給方法を考えて実施し始めているところなのですが、どうも職員から人気がないと言ってはいけないのですが、給料が上がる部分はいいのですが、職員間に非常に格差が生じてしまうという課題があって、若い人たちからすると不満だとか、そういうものが非常に出されているということでもあります。

処遇改善加算 についてもそうですけれども、単価だとか出し方、人数、そのあたりのところが決められているということで、法人全体、施設全体の現状に合っていないという部分があって、そういう点では働く職員からすると不満が出されているという実態もあります。ですので、先ほど来もお話があったとおり、今後進めるに当たっては、ぜひ各法人だとか各施設の実態に合わせた柔軟な仕組みを検討していただきたいというのが1点であります。

もう一点は、社会的養育、社会的養護の問題です。きょうは資料の中に来年度の予算のところを出されておりますけれども、保育と比較しますと社会的養育のところは今ちょうどビジョンで今後のあり方について検討しているところなのですが、どうも予算の見通しが十分立たずに、本当にこのことができるのかどうかと現場が不安を持っているということです。とりわけこの予算のところの9ページの上に「施設の小規模化・多機能化等の推進」とありますけれども、本当にこれを進めるということであれば、相当の職員配置のあり方を含めて、きめ細かな予算だとか方向を出していかなければいけないと思います。ぜひ予算の確保も展望を見出しながらこの議論を進めていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、古渡代理人、お願いいたします。

古渡代理人 全国認定こども園協会、王寺の代理の古渡です。どうぞよろしくお願ひし

ます。

まず初めに、資料1-1の15ページ、認定こども園の財政支援、昨年度より当協会からもお願いしておりましたように、かなりの圧縮がありました。今回このような御決定につきまして、全国におきまして各施設のほうから国に対する深い感謝があるかと思っておりますので、どうぞよろしくお話ししたいと思います。

続きまして、本日、1つのお願いと1つの要請と3つの検討についてお話ししたいと思います。

まず、資料1-2の「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」の表記についてお願いがあります。この表の中の右下の育児、子育て支援策というところなのですが、ここに保育所と書いてあります。これは保育所と書かれますと、多分、市町村行政は保育所しか対応しないということを考えますと、その次の要請もそうなのですが、保育所等としていただかないと、こういう観点で地方行政におけるずれが生じるのではないかと思いますので、御配慮をよろしくお話ししたいと思います。

1つ目の要請でございますが、現在、利用定員変更に関する許認可制度についての問題が発生しております。利用定員の増員に関しましては、自治体と協議して検討に入りますのでありますが、実は削減に関して問題が発生しております。待機児童が現在いない自治体で設置者から削減を申し出ましたところ、自治体のほうから難色を示されたというケースが何点か出ております。そういう意味では、待機児童がいなくなった時点におきまして、逆に地域における定員数の問題とか、それをもう少し弾力的に対応していただきたいと思っておりますので、ぜひ各自治体に御要請のほど、よろしくお話ししたいと思います。

3つ目、御検討のお願いなのですが、今回、保育教諭の働き方改革をぜひお願いしたいと考えております。保育教諭の働き方改革という視点から考えてみますと、現在、改革するためにはいろいろな業務をアウトリーチすることができると思っております。もちろん事務作業や記録の方法とかいろいろなものの効率化も必要ですが、実際に保育教諭等が一日の仕事でどういうことを皆さんやっているかということをお話ししますと、まず子供の安全・安心、一人一人の子供の育ちを保証しながら、今求められております質の高い保育教育、そのための園内研修、一日の中で2～3回以上行われるミーティング、そして掃除、洗濯、片づけというように、実はかなりの分量があります。

そういう観点で考えますと、例えばの話ですが、実際に園内研修とかミーティングを完全に確保するためにはどうしても、トイレ掃除とかいろいろな掃除を一緒にしてくれる用務員さんとかがいればある程度確保ができていくと思っております。でも、実際に今までの公定価格とかそういう観点においてはそこは全然見ていないと思っております。質の改善等をしていく以上、逆に言うと保育教諭や保育士の働き方改革をもう一回御検討いただけないかと考えております。もちろん処遇の加算等々は本当に感謝しておりますけれども、実際の保育現場としての仕事の仕組みの中で、ぜひ国のほうにおきましても御検討をお願い

できればと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、門田代理人、お願ひします。

門田代理人 全国知事会でございます。公務により知事の尾崎が出席できませんので、代理として発言をさせていただきます。

まず、国におかれましては、平成30年度当初予算及び29年度の補正予算の編成に当たりまして、段階的な幼児教育の無償化や子育て安心プランの前倒しに向けた保育所等の整備に係る予算の確保など、地方の意見も踏まえていただき調整いただきまして、大変感謝をしております。

次に、先ほど子ども・子育て支援法の改正で御説明のございました都道府県と市区町村等による協議会の設置に係る規定でございますけれども、今後必要に応じまして、知事会としても意見を申し述べさせていただくこともあるかと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

最後に、新制度の実施に必要となります1兆円超えの確保につきまして、引き続きの課題となっております0.3兆円超えの部分に係る恒久財源の確保は、今までこの会議におきまして委員の皆様と検討した新制度の完全実施に欠かせないものでございますので、今後ともよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

私からは以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、上野代理人、お願ひします。

上野代理人 全国小規模保育協議会の上野のほうから、駒崎から事前に提出させていただいている意見書が2ページからありますので、代読させていただきます。

大きく4つあります。

1つ目に「保育園の『配給制』から『指定制』へ」ということで、去年は待機児童が最高値を記録しました。待機児童が生まれるのは、ニーズに応じた機動的な供給ができないため。それは、実は保育園制度の構造が由来しています。

保育園に入りたいとき、どこに行くでしょうか。そう、自治体の役所です。役所の保育課が、あなたはこの園、君はあっちの園と振り分けます。保育園が足りなければ、自治体が保育園を運営する事業者を公募して募ります。これくらい必要になるはずだから、これくらいつくろうというのも自治体が意思決定します。この仕組みは認可制とされていますが、まさに配給です。行政が計画し、行政が仕入れて、行政が供給するわけです。供給量が少なくてもよかった時代は、こうした計画経済的なアプローチは有効なのですが、大量に機動的に供給しなくてはいけないときには、全く向いていません。厚労省としても、以前より措置から契約へという流れを進めてきていますが、認可制は契約でありつつ、措置的な要素を色濃く残す制度となっています。

一方、福祉だから仕方がないという意見もあります。しかし、医療は役所にあっせんしてもらいませし、介護も直接施設に連絡を入れます。医療や介護も指定制とって、参入ルールはありつつも、供給は事業者の裁量に任されています。よって、公金が入りつつも、ニーズに合わせて供給をふやしていけるのです。福祉だから配給制でなくてはいけないというわけではないのです。

待機児童対策の本丸は、配給制から指定制へという保育構造改革です。幼児教育無償化によって認可外保育所も含めて無償化するタイミングで、指定制へと切りかえていくべきです。

2つ目に「処遇改善 が全く小規模認可保育所に合っていない問題」です。

処遇改善 は全産業平均から月額で9万円低い保育士の給与を向上させる上で非常に重要な制度です。しかし、それが認可保育所をもとに制度設計しており、小規模保育に非常に適用しづらい制度になってしまっています。例えば、副主任という制度を置き、4万円を上乗せしなくてはならないという部分ですが、保育士がたくさんいる大規模園であれば不自然ではありませんが、施設長を除き4人で12人の子供を保育する小規模保育所では、非常に不自然な職位を置かなくてはならなくなります。4人を主任・副主任・職務分野別リーダー・若手リーダーにすると、全員役職者で、一体何をリードしているのか全くわからなくなります。内閣府は柔軟な配分が可能であると言っていますが、自治体に落ちていくと全く柔軟にはなっておらず、例えば豊島区の小規模保育所では、一つの事業者も処遇改善 を実施できていない状況です。

こうした状況に鑑み、小規模な施設においては、副主任でなくても、例えば主任に4万円上乗せし、あとはほかの一般スタッフに配分できるような仕組みがとれるよう、通知などを出してください。

3つ目に「企業主導型保育で弾力化を認めてください」。

全国小規模保育協議会に加入している企業指導型保育園で社会的養護が必要な家庭のケースがございました。その家庭には、通園児のほかに兄弟があり、すぐにでも保育が必要な状況にありました。しかし、定員数はいっぱいに預かっていて、市役所にも相談したのですが、近隣園では全くあきがない状況でした。子供の安全を優先し、企業主導型の定員を超える形でお預かりを行い、その間に市役所や保健センターとつなぎ、家庭支援を行っていただくようなソーシャルワークを実行しました。結果として、定員数を越えた預かりとなり、単価が下がり、収入は大きくダウンしてしまいました。

企業主導型保育は確かに待機児童の解決を目的としてつくられた制度ではございますが、セーフティーネットとしても機能し得ます。その際に弾力化が認められなければ減算されるため、子供を助けることにブレーキがかかってしまいます。結果として、制度的に子供を見殺しにするようなことになってしまいます。ぜひ企業主導型保育でも弾力化を認めてください。

最後に「マルトリートメント発見装置である一時保育の単価が低すぎる件」です。

一時保育は、ふだん保育所等との接点のない在宅子育て家庭との接点を持てる大切なコンタクトポイントです。在宅子育て家庭は、保育園児等と異なり、社会から目が入りづらく、不適切養育（マルトリートメント）や困難を抱えていた場合でも、周囲や社会の気づきづらい状況であります。一時保育は、そうした在宅子育て家庭の抱える悩みや困難をキャッチできる、マルトリートメントや課題を発見できる社会装置としての役割を果たし、社会資源とつなげていくソーシャルワークの基地となり得る可能性が十分にあります。

一方で、一時保育の補助金は非常に低く、単独での運営は成り立たない場合が多く、多くは保育所部分の剰余を一時保育に振り分けている状況です。例えば、世田谷区のほっとステイは7人定員、施設長を設置し、保育士2人常設で、年間447万円の補助です。施設給付や地域型給付だけではなく、子ども・子育て支援事業の中で一時保育についてもしっかりと目を向け、広がっているだけの補助金設定にさせていただけることを強く要望しています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、新山代理人、お願いいたします。

新山代理人 失礼します。全国国公立幼稚園・こども園長会、本日は会長の関が欠席ですので、副会長の新山がお話をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

改めて、本会として、教育・保育の質の維持向上について3点お話をさせていただきたいと思っております。

まず、幼児教育センターや幼児教育のアドバイザーの配置についてです。これについては各地で配置が進んでいることを、長年幼児教育にかかわってきた者として大変うれしく思っております。日本の保育・教育の質を保証することは、将来の日本、各地域を守る人材を確保することになります。そのことを責任を持って行うことができる、支援していくことができる組織や機関が今までの日本には十分ではありませんでした。待機児童対策として園数はふえていますけれども、教育・保育の質の維持向上に関しては、その指導が十分に徹底しているとはまだまだ言いがたい状況にあるのではないかと危惧しております。

とはいえ、まだ幼児教育センターなどが全都道府県にというところにはありません。認定こども園の認可等に関する権限が中核都市にまで広げられるという話も聞いております。各都道府県の教育委員会に幼児教育の現場で実践を積んだ指導主事などがいるという話もなかなか聞いておりません。保育や幼児教育の質の維持向上を図るためには、全国各地できめの細かい指導や研修などができる組織や指導体制の確立が急務だと思っております。

幼児教育センターが各都道府県・各市町村に配置され、幼児教育アドバイザーなどが各園を巡回訪問したり、質の高い研修が各地で実施されるように、ぜひお願いしたいと思

ます。このことを広めていくことで、日本の教育の根っこである保育・幼児教育がより充実するようにお願いしたいと思っております。

2つ目、幼稚園における2歳児の受け入れについてです。2歳児の受け入れについては、3～5歳の保育とは異なる対応が必要と思っております。子供たちの育ちはかなり違いますので、それに応じた保育等、適切な環境を用意することがとても大事です。待機児童対策として2歳児の保育をするのであれば、その2歳児の育ちとそれに応じた保育、適切な環境が用意できるように、確実な配慮ができるようにお願いしたいと思っております。

国公立幼稚園・こども園でも、こども園での実践がかなり充実してきております。3～5歳の幼児教育において長年培ってきた実践と研究をもとに、0～2歳の保育についても各地ですぐれた実践や研究が進んでいるところです。幼稚園で2歳児を受け入れる際には国公幼の知見も提供して御協力することもできますので、ぜひお考えおきいただければと思っております。

3点目、幼稚園の教員、それから保育士の身分保障についてです。子ども・子育て支援新制度の最大の目的は、全ての子供たちに質の高い幼児教育・保育を提供することにあります。教育は人なりです。質について考えるときに、実際に保育をする先生たちが保育という仕事に魅力を感じ、長く続けられるようにすることがとても大事です。先生方の平均給与がほかの職種に比べて低いということは皆さん御存じのとおりだと思います。教育職員であるにもかかわらず、一般職の給与表で扱われている場合もあると聞いております。幼児教育の重要性が叫ばれる中、それを担う教員・保育士の給与水準が今のままでは、決して志の高いよい人材がこの世界に入ってくることはないと思っております。

さらに、この世界は圧倒的に女性の世界です。ほかの職種に比べても出産・子育てというものの影響がとても大きくなります。そこへの手厚い対策が絶対に必要になっています。せっかくよい人材であっても、数年で結婚、出産、その後現場に復帰することがなかなかできないような状態になっているところもあります。ぜひそのところも含め、産休・育休のこと、それから復帰後の教員の負担を減らすための後補充の教員の配置、研修によるキャリアアップのための後補充など、教員の身分保障については、ほかの職種以上に男女共同参画の観点からも積極的な対応をお願いしたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、小崎代理人、お願いいたします。

小崎代理人 父親支援を行っておりますNPO法人ファザーリング・ジャパンの徳倉の代理の小崎です。よろしくお願いいたします。

父親支援の視点から述べさせていただきます。

まず、子育て支援が非常に充実はしておりますが、その場に父親支援という視点が非常に脆弱であると思えます。子育て支援の場にぜひ父親支援、特に現在、父親サークルのグ

ループづくりの視点を進めていただきたいと思います。

また、きょうお話がありました子育て世代包括支援センターなど、妊娠期からの切れ目のない支援ということが今、子育て支援の大きな潮流となっておりますが、そこにもぜひ父親をしっかり位置づけしていただきたいと思います。特にプレパパ・ママのセミナーなどで、パートナーシップ、ワーク・ライフ・バランス、働き方などについての意見ということを確認していただきたいと思いますと考えております。

3つ目です。女性活躍推進であり、子育て安心プランの中でもM字型カーブの解決ということがあります。女性の社会進出と同時に、男性の家庭進出の施策を進めていただきたいと思います。その1つは男性自身の意識改革、2つ目は企業の長時間労働への改革、それは本NPOでイクボスということを進めておりますが、より一層の推進をお願いしたいと考えております。

もう一点、最後ですが、家庭科教育の中で次世代の親育て、特にこの視点でも男性、父親たちを目指した教育ということを進めていただければと考えております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、高野代理人、お願いいたします。

高野代理人 日本商工会議所の高野でございます。本日、蜂谷委員が欠席のため、代理で発言させていただきます。

子育て安心プランが前倒しで実現され、待機児童が解消されることを期待しております。そのためには、潜在的な保育ニーズを含めた保育所の必要整備量を早期に捕捉し、子育て安心プランをブラッシュアップしていくことが必要と考えます。加えて、子供の成長や、また、より子育てしやすいところに引っ越す例もお聞きしているところであり、状況は年々変わっております。市町村ごとに細かいメッシュで保育ニーズと必要整備量を合致させるよう、PDCAを回しながら着実に実行していくことが重要と考えます。

また、商工会議所では、実際に就業する女性へヒアリングを行っておりますけれども、生の声として、やはり待機児童の解消、学童保育の不足と預かり時間の拡大、病児保育の数の拡充に対する要望は多くいただいております。今後、保育所からの持ち上がりで学童保育がより不足するとともに、預かり時間の短さが就業継続の課題になってくると思われますので、御検討いただきたく存じます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、清家代理人、お願いします。

清家代理人 経団連の東出委員が御欠席でございますので、私、清家が意見を申し上げます。

2点でございます。

1点目は、来年度予算と子ども・子育て支援法の改正について申し上げます。今回、事業主拠出金を3,000億を上限に引き上げるということを子どもは受け入れましたが、これにつままして負担する事業主側の理解と納得を得られるよう、待機児童対策について現行よりも負担の額が極めて巨額の増額になりますので、PDCAも含めて厳しくチェックをしていきたいと考えております。

2点目は、公定価格の議論に関する整理についてコメントさせていただきます。今回、来年度の公定価格に直接踏み込むような内容はごく限られたものとなっておりますが、今後の方向性として挙げられた点については、今回紙にまとめていただいたレベルにとどめることなく、次の段階に議論をブラッシュアップしていただけるように具体的な検討を進めていただきたいと思います。特に、整理の2ページ目の今後の方向性に書かれております基本単価部分の加減算の検討、複数施設を設置する法人に関する調整措置の具体的な検討、それから、経営実態調査についてもこの場でさまざまな御指摘がありましたので、より回答率が上がって実態を的確に把握できるような見直しがなされるように検討をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、伊藤代理人、お願いします。

伊藤代理人 日本労働組合総連合会、安永委員の代理として伊藤がお話しさせていただきます。

まず、予算についてです。予算については、厳しい環境の中でも子育て関係については特段の予算計上がされてきていると思っております。しかし、先ほど来指摘がありますように、子ども・子育て支援新制度の実施に当たって、質の向上分も含めて最大限努力するとしてきている1兆円超にまだ届いていない点については非常に残念だと思っております。やはり保育士の職員配置の改善や研修、また、そのためにも処遇改善が絶対必要で、それによって待機児童の解消が進むと考えております。今回、人勸準拠分の補正はついておりますが、まだまだ年収で言いますと140万円ぐらいは全産業平均との差があります。労働力人口が減少して働く人の奪い合いが生じている中では、処遇改善は立ちどまってられないということを共有して最大限努力していただきたいと思います、改めて申し上げたいと思います。

それから、公定価格についてです。こちらについては、この間議論の整理がされつつありますけれども、やはり費用を積み上げて公定価格という形にしているわけですので、それが妥当なのか検証をする必要があります。それに加えて、我々としましては、やはり政府としての最大の政策課題に位置づけられている処遇改善施策がきちんと人件費に反映されているということを明らかにする必要があると思っております。ケースの報告はこういう場でいろいろあるわけですが、きちんと調査という形で精度の高いエビデンスを手にする必要があると思っております。そのためには、この場で委員が発言をしてきてお

りますけれども、東京都の助成金で財務情報の提供を要件にしている例もありますので、こういった何らかの条件化をするということ。あるいは財務情報の共有システムを開発するといった負担軽減も含めながら、対応していく必要があると思っています。

最後に、地方からの提案についてです。まず、居室面積の特例について出ておりますが、詰め込みで待機児童の解消を進めていくということは、子どもの最善の利益の観点からは非常に心配がありますので、ぜひ慎重に対応していく必要があると思っています。

また、食事の外部搬入の点についても、例えば家庭的保育事業についてのアレルギー対応がきちんととれるということは書いてありますけれども、現行でも保育指針に準じて食事の提供を行わなければならないとされていますし、保育指針には、調理する人に感謝する気持ちが育つように食育環境の整備を求めていたりするわけですから、市町村が認める事業者からの外部搬入を認める際には、安全を担保する仕組みをきちんと確保するよう慎重に対応いただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、皆様方から御質問、御意見がございましたので、事務局。

西川参事官 保育コンシェルジュ、ファミリーサポートセンター、一時預かり、企業主導型保育、幼児教育無償化、ベビーシッターとさまざまな御指摘をいただきました。

ベビーシッターの事業に関して、国の事業ということで資料1-1でも6ページで御説明したところですが、27年度の新制度の切りかえの時点で少し執行状況が変わったりということがございましたので、この点、財務省の予算執行調査というところでも取り上げられて、我々は運用の改善に努めているところです。

企業主導型に関しまして、処遇改善の方針につきましては既にお示ししているところではありますが、具体的な連絡がまだなされていないということで、このほか企業主導型保育、来年度で3年目ということではございますが、執行面でさまざまな御指摘を子ども・子育て会議のほうでもいただいております。より円滑な執行に努めてまいりたいと思っています。

処遇改善につきまして、研修要件等につきましては後ほど厚生労働省から話がありますが、これまで我々としても4月から7月にかけて、柔軟な対応ということで質疑応答集とか通知文をお示しいたしています。例えば、副主任保育士と主任保育士の間で給与がアンバランスになる場合には主任保育士のほうに充当することもできますとか、あるいは基本給と手当も柔軟に組み合わせることができると。そういった運用を少し五月雨的に御連絡したということもございまして、若干現場で混乱しているところもあるのかと思っていますが、引き続き、現場の状況も踏まえながら、これもまたうまく対応していきたいと思っています。

幼児教育無償化の関係で、これも年末の子ども・子育て会議でもさまざまな御指摘をい

ただいております。この点につきましては、年末の2兆円パッケージングで決まって以降、具体的な動きがまだありませんので、改めて御報告を申し上げたいと思います。

無藤会長 では、文科省のほうから先に。

先崎幼児教育課長 先ほど佐藤委員から、2歳児の3号子供を受け入れるに当たって、満3歳に上がる際の問題等々で御指摘がございました。当然、2歳児、3号を受け入れる場合は、満3歳以降もしっかりした預かりを長期休業中も含めて行う施設であるということをご前提として行っていただくことが必要になると思いますが、それ以外にも2歳から満3歳へ上がるときの問題については、幼稚園は初めての事業ということになりますから、種々の問題が出てくると思います。それについてはさまざまな現場の御意見をしっかりと聞きながら、適切に対応していきたいと思っています。

もう一つ、調査研究の2歳児については、保育が必要のない2歳児からの移行も射程に入っているのかという御指摘でございますが、それはまさしくそのとおりでございます。この調査研究は幼稚園接続保育に関連して行うということももちろんですが、幼稚園が2歳児に対して、例えばならし保育という形で、必ずしも社会的な保育の有無にかかわらず、2歳児とかかわるということがございます。それを発達段階なども踏まえてどのように適切にかかわっていくのかという教育的な問題もあるわけでございますので、そのあたりの調査研究を幼稚園として行っていくという色彩もございますので、佐藤委員御指摘のとおりというふうにお答えをしておきたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、厚労省、お願いします。

巽保育課長 保育課長でございます。

まず、公立保育所の自園調理の話がございました。これにつきましては、厚生労働省としても発達段階に応じた給食、あるいは体調不良児への対応、昨今問題になっております食物アレルギーの問題、食育の問題等々、これは分権ではなくて構造改革特区のほうで今議論されておるわけでございますけれども、この評価・調査委員会にも出席して、我々はそういったことについて対応できるのかということで主張しているところでございます。現在この評価・調査委員会で、どのように取りまとめるかということについては議論しているということで我々は聞いているところでございます。

当然、家庭的保育の話につきましても同様に、我々としては基本的には自園調理が原則だと考えているところでございます。ただ、やはり個人経営が多いとか、あるいは家庭的保育の場合は自宅でやっているというような施設等の問題、人員の問題とかいろいろありますので、そういった固有の問題がございます。そういったことで今回、経過措置を延ばすという対応をするわけですが、いずれにしても家庭的保育が普及するような形での取り組みはどういったことができるのか。先ほどおっしゃったようなモデル事業も含め

て市町村を支援していきたいと思っておるところでございます。

子育て安心プランの話がございました。これにつきましては12月、先月通知をいたしまして、特に市町村に対しましては潜在的ニーズの把握、そのニーズを反映した適正な計画づくり、計画どおりに受け皿を整備していくことが我々は大事だと思っております。それを今回、市町村ごと、あるいは市町村内における保育提供区域ごとに計画整備につきまして、あるいは実績につきましても見える化するということで、そういったことにつきましても国で統一的に公表していきたいと思っておるところでございます。

何よりも潜在的ニーズの把握につきましては、市町村によって異なるということがございますので、必要な受け皿を過不足なくつくっていくことが我々は大事だと思っておりますので、引き続き市町村を支援していくということでございます。

保育人材の統合補助金の話がございました。確かに27年度、28年度の執行率につきましてはかなり低うございまして、29年度の執行率につきましては7割ぐらいになっております。これはやはり市町村の人材確保対策のニーズにかなうような仕組みにすることが我々は大事だと思っております。30年度予算につきましても、保育補助者の雇い上げ支援の要件緩和等々をやっていきますので、引き続き、市町村の人材確保対策が有効、効率的なものになるように取り組んでいきたいと思っております。

処遇改善のキャリアアップ研修の実施状況につきましては、前回は御説明しましたけれども、現在集計中でございます。来年度予算に向けて処遇改善の執行の問題がございますので、それに間に合うような形で改善等を考えていきたいと思っております。

問題は、当然これは保育士のキャリアアップの仕組みをつくるということと、現場における今までの賃金体系の調整というか、それをうまくやっていくことが我々は大事だと思っておりますので、そこは内閣府と連携して取り組んでいきたいと思っております。

ほかに病児保育の話がございました。これにつきましては、先ほど大川委員からもお話がありましたように、現在、事業主拠出金財源と消費税財源により、病児保育は地域子ども・子育て支援事業として取り組んでいるところでございます。30年度予算におきましても、安定的な運営の観点から補助の仕組みを見直しまして、基本分と改善分の基準額の一本化、加算分の上限の見直しの拡充等を行う予定でございます。御指摘のように実態を把握することは大事だと思っておりますので、拡充後の病児保育の実態を把握して、必要な対応を行ってまいりたいと思っております。

一時預かりの話もございました。これにつきましても、先ほど上野代理人からお話がありましたけれども、一時預かり事業というのは、大体定員7名の事業所におきましては保育士2名を配置しまして、年額860万の事業費が必要となると想定しております。そのうち2分の1を利用者負担で補うということで、公費は年額約430万になるということでございます。御指摘の事業所におきましては、国で定める基準より手厚く職員が配置されている、あるいは国で想定しているような利用者負担額があるのかどうか、そういったこともござ

いまして運営が厳しくなっているものかもしれません。いずれにしましても、一時預かり事業も病児保育と同様、実態把握をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、そういうことも踏まえた上で対応していきたいと考えております。

先ほど、指定制と認可制の話がございました。これは御存じのとおり、平成24年度に政府案として国会に提出した子ども・子育て法では、当初、指定制でございました。国会審議におきまして、指定施設の安全性、あるいは保育の継続性、保育の質の懸念ということで議論がなされまして、指定制にかえて認可制度を前提にしながら、ただ、保育需要の増大に機動的に対応できるというような仕組みが導入された経緯がございます。そういった経緯も含めて今後検討していく必要があると思っております。

以上でございます。

無藤会長 では、どうぞ。

長田総務課長 子ども家庭局総務課長でございます。

まず、子育て世代包括支援センター、産前・産後サポート事業、産後ケア事業に関しまして、さまざま多くの委員の皆様から貴重な御意見、御指摘をいただきまして、ありがとうございました。それだけこれらが現場で必要とされている事業であるという認識を新たにしたところでございます。

いずれにしましても、これらの事業はまだ立ち上がって日の浅い事業でございまして、昨年8月にガイドラインを策定したところでございますけれども、そのガイドライン自体まだ固定的なものとは考えてございません。今後、地域のさまざまな実践を踏まえて、見直すべきところがあれば積極的に見直していくという姿勢で、よりよい効果的な事業実施にしていきたいと考えているというのが1つでございます。

それにあわせて、事業の充実を図るための単価のあり方でございますとか対象者のあり方についても御意見をいただいたところでございます。もとより30年度予算案としてはこの内容でセットされておりますので、具体的に予算額が伴うものについては31年度以降の課題ということになるかと思いますが、例えば、御指摘をいただきました宿泊型の運営はなかなか厳しいのではないかというお声が私どものところにも複数届いているということもございます。単価設定が実態に見合ったものになっているのかということと、さはさりながら、一方で、限られた財源の中でより効果的な実施をするという観点から、全体的にどのような予算配分をしていくかということにつきましては、今後またきめ細かく検討してまいりたいと思っております。

それから、児童養護施設等の施設の小規模化・多機能化の推進についての御指摘もございました。今後の児童養護施設等のあり方につきましては、現在、施設の多機能化等に関するプロジェクトチームを立ち上げて具体的な検討を進めているところでございます。まずはそういった施設の多機能化のあり方に関しまして、しっかりと設計をしていくということ。その上で、一方では里親委託推進という流れの中で、その予算の全体像がどうい

う形でシフトしていくのかということも見きわめながら、具体的にどの程度の予算が必要となり、そのためにどう財源を確保していくかということに関しましては、また関係の皆様方と一緒に考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

西川参事官 資料3ですが、この資料、国会の承認を要する事項で、現時点の我々の方向を示すものということで御説明させていただきました子ども・子育て支援法の改正ということで、現時点で確定していないということで御説明いたしています。

無藤会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。ありがとうございました。

では、時間になりましたので、本日はここまでにいたしまして、第34回「子ども・子育て会議」を終了させていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございます。